

令和5年第3回厚沢部町議会定例会提案理由書

(令和5年9月5日)

令和5年、第3回、厚沢部町議会定例会の開会にあたり、一言ごあいさつと、提案理由を申し上げます。

8月23日にプレミアム商品券を販売しましたが、今年は例年になく大好評により、販売終了時間前に完売となりました。過去の実績によると商品券は売れ残る傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い社会経済活動が活発化し、購買意欲が高まっていることと、物価高騰に対応するための節約術としてプレミアム商品券の需要が高まったものと考えております。

予想以上に反響が大きかったことから、現在、プレミアム商品券を購入できなかった世帯を対象に、追加販売を実施するよう事業実施主体である厚沢部商工会と協議しており、可能な限り早い段階で追加販売できるよう早急に執り進めてまいります。

8月28日時点のレギュラーガソリン1リットル当たりの全国平均小売価格が185.6円と過去最高値を更新しました。

政府のガソリン価格抑制策が段階的に引き下げられていることが影響しており、岸田総理は9月7日から価格抑制策を

再度拡充し、年末まで継続することを表明しました。

今後、電気・ガス代補助の継続など、大規模な経済対策の実施に向けて補正予算の編成が進められると思いますが、冬場の燃料費の負担は国民にとって非常に大きいものでありますので、年末以降も十分な予算を確保し、国民の安全・安心な暮らしを守っていただけるよう政府の対応を願うとともに、今後の経済対策の動向について注視していきたいと考えているところであります。

檜山振興局が発表した 8 月 15 日現在の農作物の生育状況によりますと、8 月上旬の平均気温は平年より 3.9 度高い 26.7 度を記録し、気温が高く好天に恵まれたため、水稻、馬鈴薯など作物全般について生育が早めに推移しているとのことです。

一部作物については、高温障害等による品質や収量の低下が見られるとのことでありますが、このまま台風などの影響を受けることなく豊穰の秋を迎えられることを、切に願っているところであります。

次に、本定例会に提案いたします案件は、補正予算案 3 件、組合規約の変更案 1 件、条例の改正案 1 件、人事案 3 件、決算の認定 7 件、健全化判断比率等の報告 2 件の計 17 件であります。

議案第 1 号の令和 5 年度厚沢部町一般会計補正予算につきましては、5 千 614 万 3 千円を追加し、予算の総額を 46 億 6 千 901 万 9 千円とするもので、主な内容は、

総務費では、医師住宅の室内清掃及び内装改修工事費、木間内地区における光ファイバーケーブルの延伸に伴う電柱改修工事費負担金であります。

民生費では、上里ふれあい交流センター、いわゆる上里温泉の券売機の更新費用と、障害者自立支援給付費等過年度精算返還金であります。

衛生費では、带状疱疹ワクチン接種委託料、新型コロナウイルスワクチン接種に係る人件費及びワクチン接種委託料、国保病院事業特別会計繰出金であります。特に带状疱疹ワクチン接種委託料につきましては、実質町民負担を半額にするもので、50 歳以上の町民を対象として来年 1 月から接種を開始することとしております。今後、国による無料または低額で受けられる定期接種に位置づけられることを期待しておりますが、それまでの間は、私の選挙公約に掲げてきた重点施策でありますので、町民の健康を守るため、ワクチン接種を着実に進めて参りたいと考えております。

農林水産業費では、人・農地プラン地域計画策定支援業務委託料、持続的畑作生産体系確立緊急支援事業費補助金、林道橋梁定期点検業務委託料であります。

商工費では、うずら温泉改修工事実施設計等委託料、厨房用冷凍庫の故障に伴う更新費用、教育費では、学校 ICT 支援業務委託料を計上しております。

議案第 2 号の令和 5 年度厚沢部町介護保険事業特別会計補正予算につきましては介護保険事業勘定に、1 千 927 万 4 千円を追加し、予算の総額を 7 億 407 万 3 千円とするもので、介護給付費準備基金積立金、介護給付費負担金等過年度精算返還金であります。

議案第 3 号の令和 5 年度厚沢部町国民健康保険病院事業特別会計補正予算につきましては、収益的収入及び支出について、388 万 8 千円を追加し、予定額を 5 億 2 千 740 万円とするもので、带状疱疹ワクチン購入費であります。

議案第 4 号の北海道市町村職員退職手当組合規約の変更につきましては、新たに「後志広域連合」を追加するための規約の変更であります。

議案第 5 号の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、公務の遂行を補助するために旅行する職員以外の者に対し、旅費を支給できるよう所要の改正及び関係条例の整備を行うため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第 6 号の固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、所定の任期が 9 月 30 日に満了することから、地方税法第 4 2 3 条第 3 項の規定により、選任について議会の同意を求めるものであります。

議案第 7 号の教育長の任命につきましては、所定の任期が 10 月 10 日に満了することから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、任命について議会の同意を求めるものでございます。

議案第 8 号の教育委員会委員の任命につきましては、所定の任期が 9 月 30 日に満了することから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、任命について議会の同意を求めるものでございます。

認定第 1 号から認定第 7 号までの令和 4 年度厚沢部町各会計歳入歳出決算につきましては、決算が終了し、監査委員の審査を了しましたので、決算審査意見書をつけて、議会の認定に付するものでございます。

報告第 1 号の令和 4 年度健全化判断比率の報告について、及び報告第 2 号の令和 4 年度公営企業会計に係る資金不足比率の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び、第 22 条第 1 項の規定により審査意見書を付して、それぞれ報告するものであります。

以上が、本定例会に提案いたしました議案の概要であります。

詳細につきましては、副町長、関係課長に説明にあたりますので、ご審議の上、ご賛同賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。